

新型コロナウイルス感染症に関する 主な支援策 第2弾

緊急事態宣言の全面解除から、間もなく1か月を迎えます。徐々に以前の生活を取り戻しつつありますが、新型コロナウイルス感染症対策が終わったわけではありません。私たち一人ひとりが、感染の第2波への備えと「新しい生活様式」を実践することが重要になっています。これからは、感染拡大防止と社会経済活動を両立させていかねばなりません。

福崎町では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた住民の皆さん、事業者の皆さんを支援するため、これまでさまざまな取り組みを行ってきました。今回、新たに、子育て世帯やひとり親世帯、単身大学生等を支援するため、町独自の支援策第2弾を実施します。主な支援策と問い合わせ窓口を一覧表にまとめました。

わからないこと、困ったことがあれば、遠慮なく各窓口へお問い合わせください。

令和2年6月21日

福崎町長 尾崎吉晴

国、県と協調して行うものを含む

福崎町が行う追加支援策

福崎町役場

☎0790-22-0560(代表)



個人・世帯への支援 新設

給付	子育て世帯応援給付金 新設 保護者に対し 子ども1人あたり 2万円を給付 申請期限 令和3年 3月31日 (令和2年4月分(3月分含む)の児童手当の対象児童(特例給付を除く)は申請不要)	●0歳から大学生・専門学校生までの子を持つ保護者で福崎町に住所を有する方	住民生活課 内線374
	単身大学生等応援給付金 新設 単身生活を送る大学生等に対し 1人あたり 2万円を給付 申請期限 令和3年 3月31日	●町内に単身で居住する大学生等(住民登録地は問わない)	住民生活課 内線371
	新生児世帯応援給付金 新設 特別定額給付金給付基準日より後に 生まれた子1人あたり 10万円を給付 申請期限 令和3年 3月31日	●令和2年4月28日から令和3年3月31日までの間に生まれた子の親	住民生活課 内線371
	ひとり親世帯応援給付金 新設 児童扶養手当受給者に対し 子ども1人あたり 3万円を給付 申請不要	●児童扶養手当を受給するひとり親	住民生活課 内線374
	学校給食費等無償化応援給付金 新設 ① 準要保護世帯等の保護者に対し 子ども1人あたり 月5,000円を最大6か月間給付 申請不要 ② 認定こども園等副食費免除対象者及び3号認定児の保護者に対し 子ども1人あたり 月5,000円を最大6か月間給付 申請不要	① 準要保護世帯等の保護者 ② 認定こども園等に通園する子のいる保護者で、福崎町に住所を有する方	学校教育課 内線252
支援	学校給食費等無償化 新設 学校給食費等を6か月間無償化 申請不要 (6月分から11月分まで)	① 小中学生の保護者 ② 認定こども園等に通園する子のいる保護者で、福崎町に住所を有する方	学校教育課 内線252

事業者への支援 拡充

給付	休業要請事業者経営継続支援金 拡充 中小企業法人/ 30万円～100万円を支給 個人事業主/ 15万円～50万円を支給 拡充内容 上記に加えて 中小企業法人/ 最大30万円を支給 個人事業主/ 最大15万円を支給 申請期限 令和2年 6月30日	●休業要請等に応じた事業主のうち売上高が前年同月比50%以上減少している事業者 拡充内容 上記に加えて5月7日以降も休業要請が続いた業種の事業者	相談専用ダイヤル ☎078-361-2281 地域振興課 内線391
	小規模事業者応援金 拡充 小規模事業者を対象に 1事業者あたり 10万円を給付 申請期限 令和2年 8月31日 拡充内容 政府の持続化給付金や兵庫県の休業要請事業者経営継続支援事業等の支給を受ける方も支給対象	●売上高が前年同月比20%以上減少している町内に事業所を有する小規模事業者 拡充内容 ●売上高前年同月比50%未満の上限撤廃 ●事業者が福崎町民である条件を撤廃	地域振興課 内線391

※情報は令和2年6月21日時点のものです。